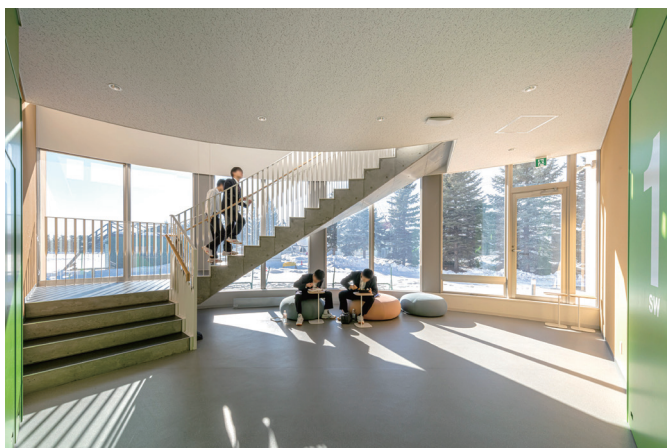
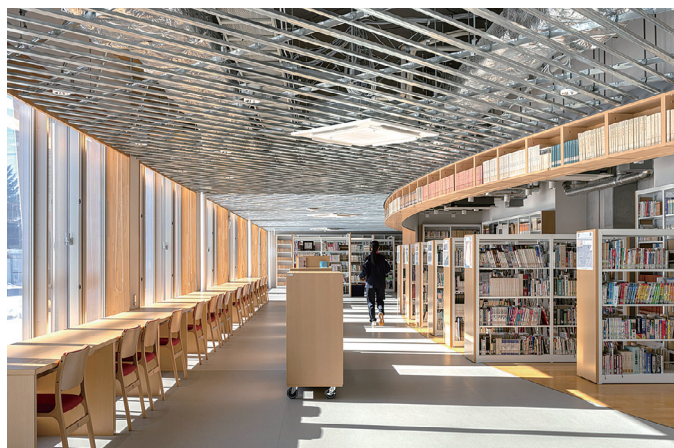


月報私学

2026
6
VOL.342

PDF版月報私学



帯広大谷高等学校は、2024年4月に新校舎の利用を開始しました。「出会いと学びの環」をコンセプトに、体育館を中央に据えることで安定した温熱環境を実現しました。校舎には、自然光が注ぐ開放的な図書室やフリースペースを設け、学びと交流の場を点在させています。十勝の厳しい自然に対応しながら、生徒たちの多様な活動を支える温もりあふれる教育空間を目指しました。

写真提供 学校法人帯広大谷学園 帯広大谷高等学校（北海道帯広市）

CONTENTS

- 2 令和8年度 私学事業団の事業計画と予算
- 5 2027年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募／令和8年度 融資のご相談をお待ちしています！
- 6 2027年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募
- 7 若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください
- 8 標準報酬月額の時決定
- 9 標準報酬月額の改定が必要なとき
- 10 雇用保険の待期間及び給付制限期間中に被扶養者認定を受けた人の被扶養者取り消し手続き／学校法人等の事務負担軽減のため、口座振替・口座送金に変更してください
- 11 相談窓口をご利用ください／健診結果に基づく情報提供通知等は加入者の登録住所宛てに送付しています
- 12 特定健康診査にかかる健診結果データ等のQ&A
- 13 ジェネリックがある先発薬の患者負担の引き上げ（令和8年6月から）／加入者貸付の申し込み手続き
- 14 INFORMATION
- 16 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内

令和8年度 私学事業団の事業計画と予算

財務部

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

令和8年度は、東日本大震災からの復興支援分（5496万円）を含む2986億1906万円を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

8年度の貸付事業計画額は600億円です。

貸付財源は、国の財政融資資金28

8億円、自己調達資金312億円（うち、共済業務にかかる厚生年金勘定からの借り入れ206億円）を予定しています。

なお、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築、改修工事及び指定避難所施設等の機能強化整備事業の融資は、国の利子助成制度の対象になります。

寄付金事業

学校法人等の寄付金募集活動に対して支援を行っています。

「受配者指定寄付金」として、私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人等に配付します。

この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）が受けられます。

8年度は、280億円を配付する予定です。

また、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者の研究を支援するため、広く一般から寄付金を受け入れ、これを財源として「若手・女性研究者奨励金」の交付を行います。この寄付金は、所得税、法人税について税法上

の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

8年度は、3000万円を交付する予定です。なお、8年度の寄付金受入目標額は2100万円です。

学術研究振興基金・資金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費その他研究に要する経費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

8年度は、学術研究振興資金8000万円を交付する予定です。

なお、7年度末における学術研究振興基金の保有額は、54億1717万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身が経営上の問題点を早期発見するための方策の提案や、自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情

報を迅速に提供しています。

○学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話等さまざまな手段を活用して学校法人からの相談や質問に対応し、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。

○基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等を行い、私立学校の教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図ります。

○私立大学・短期大学及び高等専門学校の特色や、教育研究の取り組み等さまざまな教育情報をWebサイトにて公開します。

○収集した情報や調査結果を研究・分析し、その結果を次のようなさまざまな形で提供します。

- ・私学リーダーズセミナーの実施
- ・私学スタッフセミナーの実施
- ・「今日の私学財政」の発行
- ・私立大学・短期大学等及び私立高等学校の「入学志願動向」、「私立大学・短期大学教育の現状」、「学校法人の資産運用状況の集計結果」の公表

減免資金交付事業

私立大学等に対して授業料等減免資金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校にかかる授業料等減免に要する費

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与推計

区分	①構成員(人)	②標準報酬月額の平均(円)	③標準賞与の平均年額(円)
合計加入者	651,810	387,123	1,241,805
(短期加入者) ^{※ア}	(648,526)	(386,554)	(1,237,398)
(年金等加入者) ^{※イ}	(626,339)	(377,348)	(1,174,358)
被扶養者	325,122	-	-
年金受給者	651,122	-	-
総計	1,628,054	-	-

※ア 短期加入者とは、短期給付(医療)にかかる掛金を負担している加入者のことをいいます。
 ※イ 年金等加入者とは、年金等給付にかかる保険料を負担している加入者のことをいいます。

共済業務

用に充てるため、国から授業料等減免資金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に減免資金を交付します。
 8年度は、3634億8360万円を交付する予定です。

●私学共済制度の構成員と標準報酬等

令和8年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①の通り、総計163万人(加入者、被扶養者及び年金受給者)と推計しました。

また、標準報酬月額の平均及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③のとおり推計しました。

短期(医療)給付事業
 病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期給付分掛金率は、前年度と同率の8・771%に据え置きました。

子ども・子育て支援金分掛金率は、子ども家庭庁からの通知に基づき0・23%としました。また、介護分掛金率は、厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、1・554%に変更しました(前年度掛金率1・560%)。

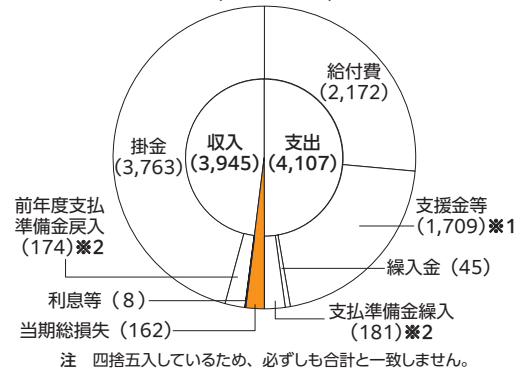
この掛金率を基に推計した掛金収入は3763億円となる見込みです。

保健給付等の給付費は2172億円を見込み、また、他制度への支援金等(※1)として、前期高齢者納付金454億円、後期高齢者支援金820億円、介護納付金359億円、子ども・子育て支援納付金76億円等を見込み、図1のとりの収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入(3771億円)と給付費、支援金等及び繰入金(3926億円)との収支差に、支払準備金の戻入と繰入(※2)との差額を加えた162億円が当期総損失となる見込みです。
 なお、支払準備金は、当該事業年度

における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

図1 短期(医療)給付事業(短期勘定)の予算収支(単位:億円)



※1 支援金等

介護保険や高齢者医療等の他の医療制度に要する費用等を賄うために、医療保険者ごとに、報酬の総額等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。支援金等には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金、子ども・子育て支援納付金などがあります。

※2 支払準備金の戻入と繰入

短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことです。「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度に一旦戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分に替えて新たに積み立てる金額をいいます。

年金等給付事業
 老後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

〈厚生年金勘定〉

加入者保険料率は、毎年4月に0・354ポイントずつ引き上げることになっています。軽減保険料率(※3)は、6年に行った再計算の結果、8年4月～8月は17・097%、9月～翌年3月は17・451%になります。

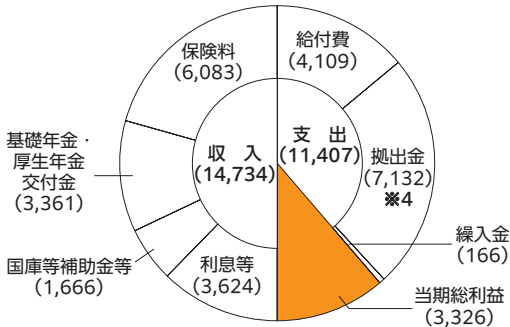
なお、都道府県からの補助が行われた場合、その分だけ保険料率が軽減されます。ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

軽減保険料率を基に推計した保険料収入は6083億円となる見込みです。その他に国庫等補助金等1666億円、基礎年金交付金5億円、厚生年金交付金3355億円等を見込んでいます。

また、給付費は4109億円、その他に基礎年金拠出金3146億円、厚生年金拠出金3985億円、退職等年金給付勘定への繰入金107億円等を見込み、図2(次頁参照)のとりの収支を予定しています。

保険料、交付金、補助金及び利息等の収入(1兆4734億円)と給付費、拠出金(※4)及び繰入金等の支出(1兆1407億円)との収支差3326億円が当期総利益となる見込みです。

図2 年金等給付事業（厚生年金勘定）の
予算収支（単位：億円）

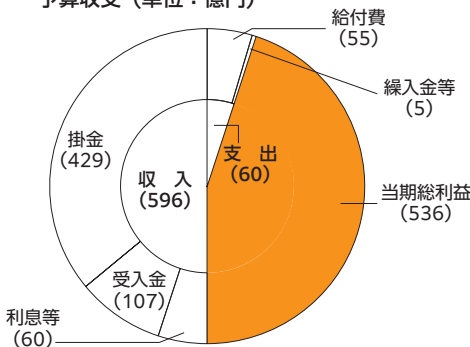


注 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

※4 拠入金
基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとに、その加入する人数等にに応じて割り当てられる金額のことをいいます。拠入金

※3 軽減保険料率
私学共済制度では、加入者保険料の負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金仕分け後の独自財源（経過的長期給付積立金）を活用して保険料の軽減を行うことができることとされており、8年4月～8月の加入者保険料率は18・248%から1・151ポイント軽減し17・097%に、9月～翌年3月は0・797ポイント軽減し17・451%となります。これを軽減保険料率といいます。

図3 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）の
予算収支（単位：億円）



注 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

掛金、受入金及び利息等の収入（596億円）と給付費及び拠入金等の支出（60億円）との収支差536億円が当期総利益となる見込みです。

には、基礎年金拠入金と厚生年金拠入金があります。
〔退職等年金給付勘定〕
退職等年金給付掛金率は、前年度と同率の1・50%に据え置きますが、8年度についても経過的長期給付積立金を活用し、厚生年金勘定から掛金率0・3%相当額を受け入れ、納付していただく掛金の率を1・20%に軽減します。この掛金率を基に推計した掛金収入は429億円、厚生年金勘定からの受入金は107億円、給付費は55億円を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

福祉事業

健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的とした事業を行っています。

8年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率0・25%を主な財源としています。また、特定健康診査等事業に対し、国庫補助金7873万円が措置されています。なお、各経理の収支は図4のとおりを予定しています。

保健事業

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として22億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として4億円、また、医療事業及び宿泊事業への拠入金として46億円を見込んでいます。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

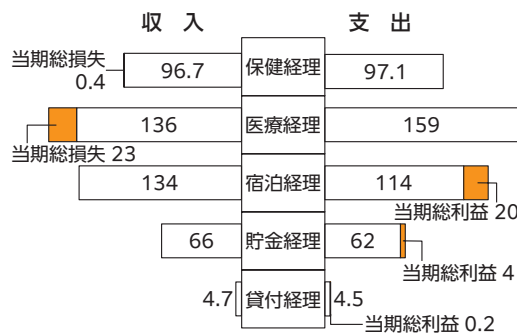
宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会等にご利用いただいているガーデンパレス、宿泊所及び保養所の運営を行っています。宿泊施設の運営に伴う事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支（単位：億円）



注 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

◎その他事務費など

短期（医療）給付事業及び年金等給付事業の事務を行う費用は共済業務勘定で支出しています。この勘定では、短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定からの事務費拠入金109億円により当該費用を賄います。他に、国庫補助金2億54425万円が措置されています。

貯金事業の収支は、積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものととなっています。
なお、8年度末の加入者貯金残高は、1兆1532億円となる見込みです。
貸付事業
結婚・教育・住宅等の資金の貸付を行っています。
8年度の貸付額は、加入者貸付69億円を見込んでいます。

表1 2026年度 学術研究振興資金 採択状況(参考)

区分	件数(件)		採択率(%)
	応募	採択	
新規・継続別	新規	23	22.8
	継続2年目	8	72.7
	継続3年目	6	75.0
学校種別	大学	37	31.1
	短期大学	0	0.0
	高等専門学校	0	-
研究区分別	人文・社会科学系	11	31.4
	理工系、農学系	9	30.0
	生物学系、医学系	17	30.9
合計	37	30.8	

私学事業団では、私立の大学・短期大学及び高等専門学校(以下「私立大学等」といいます)における学術研究の向上に資することを目的として、昭和50年から「学術研究振興基金」を設けています。本基金の原資は、経済団体や企業等法人、個人等、広く社会一般からの寄付金で、その運用益を「学術研究振興資金」として、私立大学等の社会的要請の強い、特色ある優れた研究に交付しています。

学術研究振興資金は、学術研究のための教育研究経費及び設備の取得費、維持費等に要する経費が対象となります。

2027年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募

助成部 寄付金課

表2 2027年度 学術研究振興資金 公募の概要(予定)

対象研究	私立大学等に所属する研究者が2人以上で行う共同研究(私立大学等が付置する研究所の研究を含む)で、令和9年4月1日現在で1年以上の研究実績があるもの
対象研究期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
応募件数	1学校につき1件(同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに1件ずつ応募ができます)
資金交付金額	研究にかかる対象経費の2分の1以内(学校法人の負担額は交付希望額と同額以上が必要)で、自然科学分野は600万円、その他の分野は300万円を上限とし、総額8,000万円(予定)
応募締切	令和8年8月上旬予定
選考結果	選考委員会にて選考のうえ、令和9年3月上旬に通知
資金交付時期	令和9年5月下旬

○応募書類の提出期限
令和8年8月上旬予定

2027年度の公募の概要(予定)は、表2のとおりです。詳細を記載した公募要領は、6月に電子窓口及び私学事業団ホームページ[助成業務のご案内]学術研究振興資金▼2027年度学術研究振興資金公募要領等に掲載予定です。

応募の際は、学校法人の理事長及び学(校)長連名の「推薦書」が必要です。多数のご応募をお待ちしています。

令和8年度 融資のご相談をお待ちしています!

私学事業団融資は、長期・固定金利で、私立学校の経営にとって安定的な資金として活用されています。

施設整備等に、事業団融資を是非ご利用ください。

■私学事業団融資の特長

- ✓ 長期・固定金利
- ✓ 利息負担が少ない元金均等返済
- ✓ 登録免許税が非課税
- ✓ 耐震化事業では利子助成
- ✓ 指定避難所施設の整備事業にも利子助成
- ✓ 校舎・園舎はもちろん、機器備品・園バスにも対応
- ✓ 返済完了までのフォロー体制

対象となる主な事業や金利については、本誌16頁又は、私学事業団ホームページ[助成業務のご案内▶融資]をご覧ください。



下記までお気軽に
お問い合わせください

問い合わせ先

融資部 融資課 ☎03(3230)7862・7864、7866～7868
✉yushi@shigaku.go.jp

2027年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募

助成部 寄付金課

私学事業団では、私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）に在籍する未来を担う若手研究者や女性研究者に対し、研究に取り組む機会を提供するため「若手・女性研究者奨励金」を創設し、平成30年度から交付しています。

この「若手・女性研究者奨励金」は、本事業団が独自で研究奨励金を交付する事業であり、「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の二つの奨励金で構成されています。

「若手研究者奨励金」は、私立大学等に在籍する助教やポスト・ドクター等の職に相当する39歳以下の若手研究者を対象として、未来の担い手となる多様な研究者の育成を図る観点から、自ら考え、取り組む研究の機会の提供を目的としています。

「女性研究者奨励金」は、多様な人材の育成を図るうえで女性研究者の一層の活躍が不可欠であるという観点から、出産、育児等さまざまな事情によりその能力等を十分に発揮する機会が得られなかった女性研究者が幅広く応募できるよう、年齢制限を設けず、女性研究者に特化して奨励金を交付する

ことで、女性研究者の活躍の促進を図り、私立大学等の一層の発展に資することを目的としています。

両奨励金とも、基礎研究・応用研究を問わず、特定の分野に限らない幅広い研究を対象に、既成概念にとらわれない、ユニークでチャレンジングな研究への支援を特色としています。

さらに、研究成果を求めることを重視せず、成否に関わらず、得られた結果を研究者本人の次の挑戦につなげることを期待したものと なっています。

このような本奨励金の特色を活かすためには、財源を社会からの直接の支援によるしくみとすることが望ましいという考えから、本事業団では寄付金の獲得に努めており、本奨励金の趣旨にご賛同いただいた企業等法人や個人の皆様から寄付をいただいています。

また、寄付金募集の一環として、「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」（7頁参照）による募金活動に取り組んでいます。寄付金付き自動販売機の設置にご協力いただいた学校法人には、若手・女性研究者奨励金の応募枠の追加という寄付者特典を設けています。

研究者が「社会からの支援により研究に取り組むことができた」ことを実感し、自らの取り組みを社会に還元することで本奨励金制度が社会と私立大学等をつなぐしくみとなることを期待しています。

2027年度の公募の概要（予定）は、表2のとおりです。

詳細を記載した公募要領は、6月に電子窓口及び私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼若手・女性研究者奨励金▼2027年度若手・女性研究者奨励金（公募要領等）に掲載予定です。応募書類の提出は電子窓口からとなります。郵送やメールでの提出はできませんので、ご注意ください。

表1 2026年度 若手・女性研究者奨励金 採択状況（参考）

区分	若手研究者奨励金			女性研究者奨励金			若手・女性研究者奨励金合計			
	応募(件)	採択(件)	採択率(%)	応募(件)	採択(件)	採択率(%)	応募(件)	採択(件)	採択率(%)	
内訳	大学	134	38	28.4	119	32	26.9	253	70	27.7
	短期大学	6	0	0.0	11	3	27.3	17	3	17.6
	高等学校	1	0	0.0	1	1	100.0	2	1	50.0
	男女別	男性	113	31	27.4	-	-	113	31	27.4
	女性	28	7	25.0	131	36	27.5	159	43	27.0
合計	141	38	27.0	131	36	27.5	272	74	27.2	

表2 2027年度 若手・女性研究者奨励金 公募の概要（予定）

対象研究	①若手研究者奨励金：私立大学等に所属する、令和9年4月1日現在で39歳以下（昭和62年4月2日以降に生まれた者）の助教またはポスト・ドクター、医・歯・薬学部を除く勤続年数10年以内の講師の職にある者が1人で行う研究 ②女性研究者奨励金：私立大学等に所属する、女性の助教またはポスト・ドクター、医・歯・薬学部を除く勤続年数10年以内の講師の職にある者が1人で行う研究
対象研究期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
応募件数	原則として、1学校につき①、②それぞれ1件 「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」を設置している学校法人に、次の特典を設けています。 ●いずれかの奨励金について、応募枠を1枠追加 ●前年度の寄付金額（法人単位）が20万円を超える場合、さらに1枠追加
奨励金交付金額	1件40万円、総額3,000万円（予定）
応募締切	令和8年8月上旬予定
選考結果	選考委員会にて選考のうえ、令和9年3月上旬に通知
奨励金交付時期	令和9年5月下旬

○応募書類の提出期限
令和8年8月上旬予定

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎03（32330）7319・7320
✉ kifukin@shigaku.go.jp

若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください

その一本が未来をつくる

助成部 寄付金課

若手・女性研究者奨励金「寄付金付き自動販売機」は、売り上げの一部が本奨励金の寄付金に充てられる自動販売機です。

令和8年5月末時点で、167法人延べ243台の設置にご協力いただいています。

本奨励金は、私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）に在籍する若手研究者や女性研究者に対して、研究機会を提供することにより、次世代の担い手となる人材の育成を図ることを目的としています。

本奨励金は、社会一般からのご寄付により成り立っています。
私学事業団では、趣旨にご賛同いただける企業等の法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。
また、学校法人等の皆様を対象として、寄付金付き自動販売機の設置についてご協力をお願いしています。

寄付金付き自動販売機の目的

- ① 広く本奨励金制度に対する理解を得ることで、支援の輪の拡大を図ります。
- ② 研究者に対し、本制度の周知を図り、研究意欲と応募意欲の向上につなげます。
- ③ 購入者に向けて、教育研究や人材育成に対する貢献意識、参加意欲の向上を図ります。

寄付金付き自動販売機の概要

本事業団では、寄付金付き自動販売機の設置について、自動販売機取扱業者と協力協定を締結し、協力事業者として認定しています。
販売額や一本当たりの寄付金額、手数料等は、あらかじめ設定せず、自動販売機設置者である学校法人等のご事情に合わせて、協力事業者と協議のうえ、決定しています。
初期費用は原則としてご負担いただくことはありません。

寄付金の集金や本事業団への振り込みも協力事業者が行いますので、寄付金付き自動販売機の設置以降に、学校法人等（自動販売機設置者）に対してお手数をおかけすることもありません。
また、新規導入だけでなく、協力事業者によってすでに設置されている自動販売機を、寄付金付き自動販売機に転換することも可能です。

特異 寄付金付き自動販売機設置による

寄付金付き自動販売機の設置にご協力いただきましたました学校法人は、寄付者特典として、本奨励金への応募にあたり、若手研究者奨励金、女性研究者奨励金のいずれかについて応募枠を追加することができます。

なお、設置に関するお問い合わせは、本事業団寄付金課までご連絡ください。

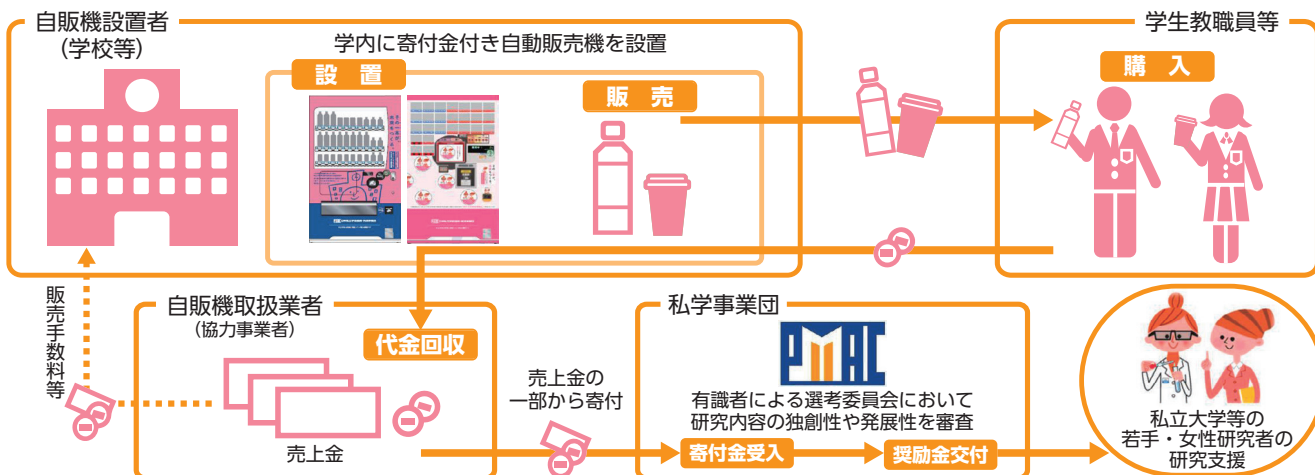
私立大学等の未来を担う若手研究者及び女性研究者のために、ぜひ寄付金付き自動販売機の設置にご協力をお願いします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎ 03 (32330) 7319・7320

✉ kifukin@shigaku.go.jp



標準報酬月額額の定時決定

基礎届書の提出期限は令和8年7月10日です

業務部 資格課

標準報酬月額とは、毎月納付する掛金等の額や、年金、休業給付などの給付金の計算の基となる重要なものです。毎年一回、「定時決定」により見直しを行います。

標準報酬月額額の定時決定とは

毎年7月1日現在で学校法人等を使用されている加入者について、学校法人等が支給した4・5・6月の報酬を「標準報酬基礎届書^{DL}」(以下「基礎届書」といいます)で報告していただき、その3か月間の報酬月額額の平均額に基づいて、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額及び等級を決定することをいいます。

「基礎届書」の対象

●対象となる加入者

資格取得日が令和8年5月31日以前で、7月1日現在加入している人

注 育児休業等の加入者資格を有する

休業を取得中の人や後期高齢者医療制度の被保険者である人も対象です。

●対象とならない加入者

・資格取得日が8年6月1日以後の人

・7月に標準報酬月額が改定される人

「基礎届書」の送付と提出

6月中旬に「基礎届書」と通知文を学校法人等宛てに送付します。

なお、電算用紙又は電子媒体による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付せず、通知文のみ送付します。

●「基礎届書」による届け出

「基礎届書」には、対象となる加入者の情報を記載しています。通常の加入者又は短時間労働加入者のいずれかを○で囲み、4・5・6月の各月の支払基礎日数、報酬月額と3か月の平均額を記入し提出してください。

なお、通常の加入者は、報酬の支払基礎日数が17日未満(短時間労働加入者は11日未満)である月は、その月の報酬月額合計は0円と記入してください。

●電算用紙による届け出

事前に電算用紙(学校法人等で作成した「基礎届書」)による届け出の承認を受けている学校法人等は、期限までに提出してください。

なお、今年度の定時決定にかかる電

算用紙の承認受付は終了しました。

●電子媒体による届け出

電子媒体(CD-R又はUSBメモリ)で提出する学校法人等は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼資格と掛金等▼電子媒体での申請)を参照のうえデータを作成し、出力される送付状とともに提出してください。事前の承認申請は不要です。

なお、電子媒体による届け出は今年度で終了する予定です。

●e-Gov電子申請による届け出

本年よりインターネットを利用したe-Gov電子申請による届け出を開始しました(CSVファイル添付方式又は連記式)。事前の準備やデータの作成方法等の詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼お知らせ▼e-Gov電子申請)をご覧ください。

●「基礎届書」作成上の注意事項

①4・5・6月に実際に支払った報酬月額を記入してください(給与が翌月払い、例えば、3月分給与を4月に支払う場合であっても4月の報酬として取り扱います)。

②加入者区分等に応じた支払基礎日数を次の賃金形態に基づいて確認し、金額と共に記入してください。

・月給制、週給制：出勤日数に関係なく暦日数。ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則や給与規程等に基づき学校法人等

が定めた日数(所定労働日数)から欠勤日数を控除した日数

【例】月給制の通常の加入者が、暦日数31日の月に7日間欠勤し、その分を控除して報酬が支払われた場合↓学校法人等が定める当該月の所定労働日数が21日であるときは、21日から7日を引いた14日が支払基礎日数となり17日未満のため0円と報告します。暦日数31日から7日引いた24日ではないので、注意してください。

注 有給休暇は、労働の対償として報酬を受けているため支払基礎日数に含めてください。

③毎年4月から6月までが繁忙期に当たり、年平均額による保険者決定を希望する場合は、「基礎届書」への記入に加え、「保険者決定(年間報酬額の平均額により算定)の申立書(定時決定用)^{DL}」と「標準報酬基礎届書・保険者決定申立に係る例年の状況、標準報酬月額額の比較及び加入者の同意書(定時決定用)^{DL}」が必要です(基礎届書、電算用紙、電子媒体の場合は同時提出、電子申請の場合は、別送してください)。

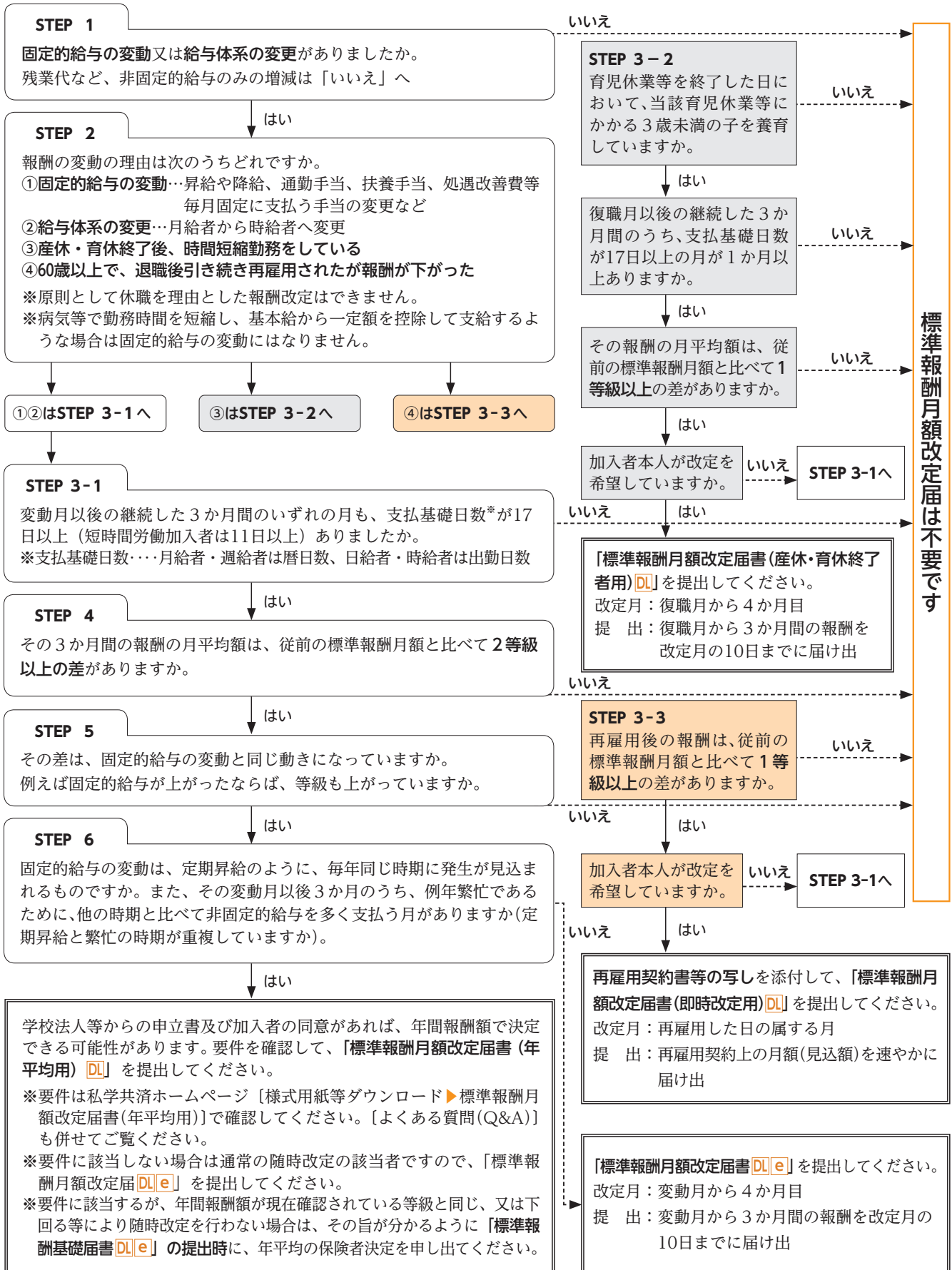
送付する通知文にある標準報酬月額チェックリストを活用し、報告誤りがないよう、期限内に提出してください。

標準報酬月額の設定が必要なとき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定した後、毎年1回の定時決定で見直します。ただし、次の場合は標準報酬月額の改定届が必要となります。このフローチャートは私学共済ホームページにも掲載しています。ダウンロードして活用してください。

共済業務



雇用保険の待期間及び給付制限期間中に被扶養者認定を受けた人の被扶養者取り消し手続き

業務部 資格課

●「被扶養者取消申請書 DL-e」及び「雇用保険受給資格者証の写し」の提出

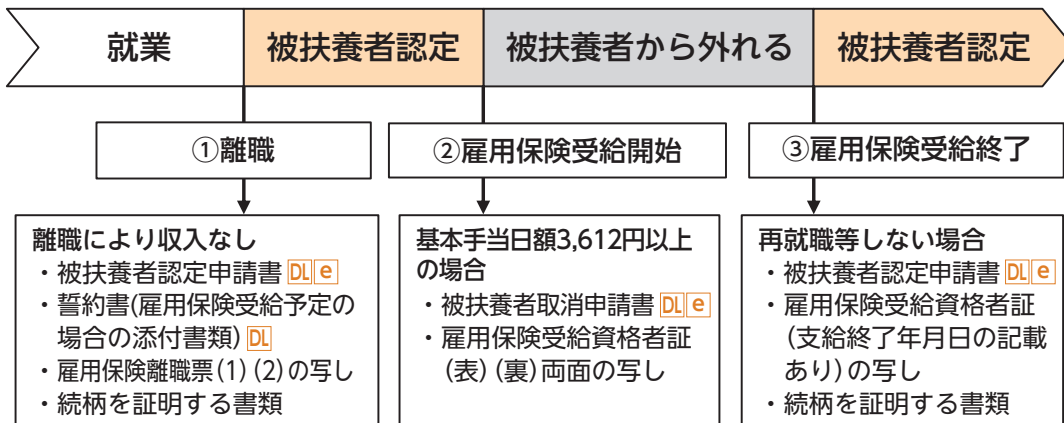
雇用保険の待期間及び給付制限期間中のみ被扶養者として認定された人は、収入限度額以上の基本手当日額の受給を開始後、直ちに「雇用保険受給資格者証の写し」及び「被扶養者取消申請書 DL-e」を私学事業団宛てに提出してください。

雇用保険の受給日額が3612円（19歳以上23歳未満は4167円、60歳以上は5000円）以上の場合、雇用保険の受給開始日をもって被扶養者認定は取り消しとなります。受給資格者証は表・裏両面をコピーし、提出してください。

なお、被扶養者認定の取り消しは、収入限度額以上の基本手当の受給開始日に遡って行われます。受給開始日以後に資格確認書等を使用して医療機関等を受診した場合は、医療費等の返還が発生します。

また、雇用保険受給終了後に再度被扶養者認定を希望する場合は、改めて「被扶養者認定申請書 DL-e」等を提出してください。その際、支給終了年月日が明記された、雇用保険受給資格者証の写しも必要です。

図 雇用保険を受給する場合の離職後の被扶養者認定及び取り消し等にかかる手続き



学校法人等の事務負担軽減のため、口座振替・口座送金に変更してください

財務部 経理第二課

払込取扱票による払い込みから口座振替に変更してください

掛金等や貸付金の定期償還金を払込取扱票（払込通知票）により納付している学校法人等は、口座からの自動引き落としに変更してください。口座振替時の手数料は無料です。

口座振替に変更することで、納付漏れの心配がなく、払い込みの手間が省けます。

・提出書類

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」

申込書は、私学事業団共済事業本部又はガーデンパレス共済業務課に電話又はFAXで請求できます。なお、掛金等と定期償還金は申込書が分かれているので、それぞれ提出してください。

・払込取扱票の注意点

引き続き払込取扱票による払い込みを継続する場合は、次の点に注意してください。

払込取扱票表面の「振込先」欄に印字されている銀行又は信用金庫によって、払い込みに利用できる金融機関が決まっています（ゆうちょ銀行を除きます）。詳細は、払込取扱票裏面の「銀行及び信用金庫から払い込まれる方へ」を確認してください。

「振込先」を変更する場合は、「掛金等及び子ども・子育て拠出金、貸付償還金の払込取扱票表示金融機関の変更」について DL を提出してください。

また、「振込先」欄に印字がない場合は、払込取扱票裏面に記載のある「振込先金融機関」のいずれかを記入のうえ、払い込んでください。

デジタル化推進により、金融機関窓口での払込取扱票の取り扱い縮小や振込手数料が増額傾向にあります。この機会に口座振替に変更してください。

給付金等は私学事業団からの口座送金で受け取ってください

給付金等をゆうちょ銀行の払出証書で受け取っている学校法人等は、預金口座での受け取りに変更してください。口座送金にすることで、払出証書の紛失や換金漏れを防ぐことができ、効率的です。

・提出書類

「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書 DL」

相談窓口をご利用ください

広報相談センター 相談班

共済業務にかかる各種相談、年金の試算、証明書の交付及び様式用紙等の送付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

受付時間

月曜日～金曜日
（祝日及び年末年始を除きます）
9時～17時15分

注 電話番号をお間違えのないようお願いいたします。

様式用紙等の請求方法

様式用紙等は、一部を除き私学共済ホームページ「様式用紙等ダウンロード」から内容（分類）別又は用紙名（50音順）で検索し、ダウンロードすることができます。ダウンロードできない用紙は、「様式用紙等請求フォームDL」又は任意の用紙に①学校名②学校記号番号③郵便番号・送付先住所④連絡先電話番号⑤担当者名⑥用紙名（様式番号は不要）⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。

注 様式用紙等は変更することがありますので、利用のつど必要枚数を取ってしてください。

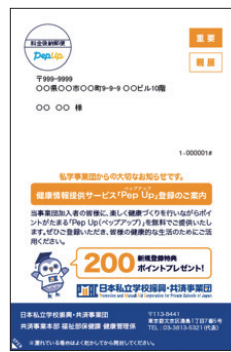
照会先	電話番号	様式用紙等の請求専用FAX番号
共済事業本部	☎03(3813)5321(代表)	FAX 03(3813)1081(相談班)
共済業務課（直通）	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234 FAX 011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231 FAX 022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388 FAX 052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701 FAX 06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134 FAX 082(262)1139
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651 FAX 092(713)3581

健診結果に基づく情報提供通知等は加入者の登録住所宛てに送付しています

福祉部 保健課

加入者の生活習慣病予防の意識を高めていただくことを目的として、次の書類を学校法人等経由ではなく、加入者等の個人宛てに送付しています。

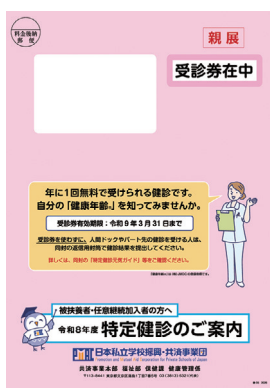
①PeppUPに登録するための本人確認コード案内はがき



注1 PeppUPは、30歳から74歳までの加入者等を対象にした健康情報ポータルサイトです。

注2 新規資格取得等が確認できたら2～3か月後に送付しています。

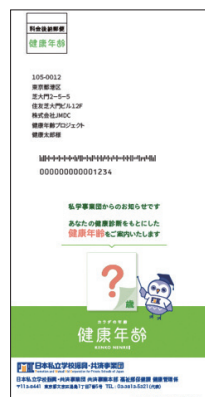
注3 被扶養者が特定健康診査を受診するための受診券（セット券）



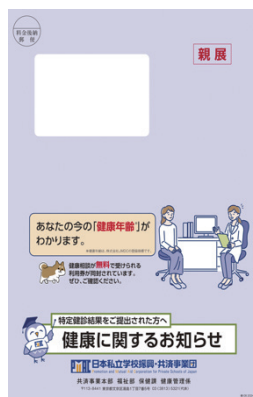
注3 学校法人等より提出された健診結果に基づく情報提供通知（特定保健指

導に該当する人には、特定保健指導利用券を含みます）

・特定保健指導対象外者（圧着はがき）



・特定保健指導対象者（A4・封書）



注 これらの書類について、登録の加入者住所に不備があるため宛所不明で戻ってきているケースが多く見受けられます。戻ってきた書類は、学校法人等へ送付しますので該当者へお渡しいただくとともに、改めて現住所を確認していただき、変更・訂正が必要な場合は「加入者異動報告書DL」を提出してください。なお、未着・紛失の場合は、健康管理係へ連絡してください。

特定健康診査にかか る健診結果データ等のQ&A

福祉部 保健課

Q1 加入者の特定健康診査はどのように実施するのですか。

A1 定期健康診査の受診を特定健康診査の受診に代えることができるため、別途、特定健康診査を実施する必要はありません。

Q2 定期健康診査では、どの項目を検査すればよいですか。

A2 学校法人等には、「学校保健安全法」又は「労働安全衛生法」に基づき、毎年1回定期健康診査を実施することが義務付けられています。特定健康診査の項目との違いは、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4・3版）」に学校保健安全法と労働安全衛生法との比較表（図表4）が掲載されているのでご覧ください。



Q3 学校法人等が定期健康診査を実施するに当たり、私学事業団から補助はありますか。

A3 学校法人等の義務により実施するものであるため、本事業団から定期健康診査に対する補助はありません。

Q4 定期健康診査結果を私学事業団に提出する際、加入者本人の同意を得る必要はありますか。

A4 特定健康診査に関する個人情報については、法令に基づく提供であるため、本人の同意を得ることなく学校法人等から本事業団へ提供可能です。

Q5 定期健康診査を受けた病院等の健診実施機関から健診データを直接私学事業団へ送付してもよいですか。

A5 健診データは、学校法人等から提出していただき、法令上、保険者である本事業団は、加入者を使用している学校法人等に対して情報提供を求めているためです。

Q6 健診データは、原則、電子データによる提出となっておりますが、どのような方法で作成したらよいですか。

A6 多くの健診実施機関では、健診結果をXML形式（国が定めた様式）にデータ化することが可能です。学校法人等の定期健康診査を委託する際に、健診結果データ作成についてもご依頼いただくと事務の軽減につながります。

また、健診実施機関で作成されたXML形式データに不備がないかを提出前にチェックできるツール「特定健診提出用データ（XML・CSV）チェックツール」を私学共済

ホームページに掲載しています。本事業団に提出前に、必ず当該チェックツールで不備のないことを確認してから、ツールより出力できる内訳報告書を添付して提出してください。

なお、健診実施機関にてデータ作成が難しい場合は、私学共済ホームページに掲載している「特定健診結果提出用データ入力・作成ツール」を利用することにより学校法人等にてデータ作成及びチェックが可能です。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続き▼特定健診提出用データチェックツール」をご覧ください。

Q7 電子データの提出方法について教えてください。

A7 提出方法は、次の二通りあります。
①私学共済ポータルを利用してアップロードする場合

GビズIDアカウントとGビズIDアプリをインストールしたスマートフォンなどを用意して、私学共済ポータルを利用する準備をします。

準備完了後は、ホーム画面にある「データ提出」のメニューから、チェックツールにより不備がないことを確認した健診結果データを、暗号化やパスワード設定はせずに、アップロードしてください。その際は、内訳報告書も一緒にアップロー

ドをお願いします。

なお、GビズIDエントリーのアカウントでは、私学共済ポータルは利用できないためご注意ください。

私学共済ポータルの詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼お知らせ一覧▼私学共済ポータル」をご覧ください。

②郵送の場合

チェックツールにより不備がないことを確認した後、私学共済ホームページに掲載している暗号化ツールを使用してファイルを暗号化し、電子媒体へ格納して送付します。

学校法人等のパソコン環境下で、暗号化ツールが使用できない場合は、パスワードを設定して提出してください。その際は、パスワードを同封しないでください。パスワードを別送する場合は、内訳報告書の余白に送付日を記載してください。記載がない場合は、電話で確認するため、問い合わせ先を忘れずに記入してください。

Q8 電子データ以外の提出方法はありますか。

A8 やむを得ず紙で提出する場合は、「特定健診結果記入票DL」及び「標準的な質問票DL」を使用して提出してください。健診機関が発行した健診結果の写しでの提出は、受け付けできません。所定の用紙に転記してください。

Q9 人間ドック利用費用補助金請求の際に添付する健診結果も電子データや所定の用紙で提出が必要ですか。

A9 特定健康診査として処理する健診データは原則、すべて電子データの提出が必要です。加入者等が個別に健診機関を受診しているため、データ化が難しい場合など、やむを得ない場合は本事業団の所定の用紙にて提出をお願いします。人間ドック受診予定の人に、事前に用紙を案内（又は配付）することで、事務を軽減できます。

なお、人間ドックの補助申請の審査上、人間ドックの検査結果の写しを追加で求める場合があります。

A10 中性脂肪・血糖値・採血時間に関する入力エラーが多く見られます。例えば、食後10時間以上で採血しているにもかかわらず、随時中性脂肪が記載されている例や、空腹時中性脂肪の値が入力されているのに、随時中性脂肪測定法が記載されている例等があります。採血時間により、入力すべき項目が異なるため、時間区分と測定項目の整合性確認が必要です。

私学共済ホームページ「よくある質問（Q&A）」▼特定健康診査・特定保健指導にかかるQ&A」も合わせてご覧ください。

ジェネリックがある先発薬の患者負担の引き上げ
(令和8年6月から)
企画室・業務部 短期給付課

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるにもかかわらず先発医薬品を希望した場合、令和6年10月から薬価の差額の25%が特別の料金として患者負担に上乗せされていますが、この上乗せの割合が、8年6月から50%に引き上げられます。

ジェネリック医薬品の利用は、自己負担の軽減だけでなく、医療保険制度の安定、維持にもつながります。私学事業団では、ジェネリック医薬品の利用促進のため、毎年12月頃、対象者にジェネリック医薬品差額通知書を送付し、ジェネリック医薬品に切り替えていただくようご協力をお願いしています。

今回の引き上げについて、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。
後発医薬品のある先発薬
薬品（長期収載品）の選定療養について



ジェネリック医薬品のしくみやその積極的な利用のお願いについては、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼短期給付（健康保険）▼病気やケガをした▼ジェネリック医薬品とは」にも掲載しています。

加入者貸付の申し込み手続き

福祉部 貯金・貸付課

●申し込み資格

● 加入者期間が引き続き（※）一年以上ある加入者

● 住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

※ 資格取得日の属する月から貸付けの申し込み日の属する月まで、加入者としての資格に1日の空白もない状態をいいます。

● **加入者期間1年目の申し込み（住宅貸付を除きます）**

令和8年4月1日資格取得者の貸付けは、引き続き加入者期間が1年経過後の9年4月2日送金分から可能です。

● **申し込み時の注意事項**

● 貸付けの申し込みは、すべて学校法人等を通して行ってください。

● 申し込み資格等を満たしていれば、貸付金の送金日から退職までの償還回数（期間）が短くても申し込みができます。

● 申し込みの際は、償還が確実にできることを学校法人等で必ず確認のうえ、提出してください。退職手当等の支給がない加入者や、退職手当等の支給額が著しく少ない加入者、複数の借り入れ（金融機関等の借り入れ等を含みます）がある加入者から

の申し込みの際には、特に留意してください。

●書類作成時の注意事項

● 貸付関係の様式用紙等は、加入者及び学校法人等代表者の押印が必要です。

● 申込書類への記入は、学校法人等の証明欄を除き、借受人となる加入者本人が必ず自筆・楷書で記入してください。代筆やパソコンなどの印字等による記載は認められません。

● 「貸付申込書」の加入者の申込日、申込事由及び学校法人等の証明日を必ず記入してください。

● 申込書類に押印する際は、同一の印章（ハンコ）を使用してください。

● 訂正する場合は、訂正箇所を線で抹消した後、加入者の申込印と同じ印章（ハンコ）で押印してください。

● 伝票訂正用の小さい印章（ハンコ）やスタンプ印は使用できません。

● 貸付けの要件や貸付限度額、添付書類等は貸付種類ごとに異なります。

● 詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼加入者貸付」の各貸付けのページをご覧ください。



共済業務

共済事業本部
〒113-8441
東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

「賞与等支給報告書」を提出してください

「賞与等支給報告書^{DL}_E」は、賞与等の支給予定月を私学事業団へ登録している場合、その支給予定月の前月に学校法人等へ送付します（電子媒体や電算用紙による届け出を行う学校を除きます）。送付の有無によらず賞与等の支払いをしたときは忘れずに報告してください。

【注意点】

- ・賞与等の支給がない場合、提出の必要はありません。
- ・同月内に複数回賞与等を支給した場合は、その合計額を最後の支給日から5日以内に報告してください。
- ・本事業団から送付した賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等の支給がない人は、その行を二重線で抹消してください（抹消せずに金額欄に0円と記入したり空欄で報告した場合「未確認連絡書」を送付します）。
- ・電算用紙による届け出は、事前の承認が必要です。
- ・電子媒体による報告は今年度で終了する予定です。

【業務部 資格課】

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者が対象です）の申し込みは**6月18日（木）必着**です。希望者がいましたら、早めに申し込むよう周知をお願いします。

【福祉部 保健課】

積立共済年金と共済定期保険の前期加入申し込み期間と制度改正

前期加入申し込みは**6月30日（火）必着**です。

【積立共済年金】

新規加入の他に、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）、中途一時払の申し込みを受け付けます。今年度は制度改正があります。詳細は5月号をご覧ください。

【共済定期保険】

「家族年金コース」（「医療保障コース」、「医療費支援コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間での取り扱いとなります。

【福祉部 貯金・貸付課】

特定保健指導利用券の有効期限

令和7年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、**7月31日（金）**です。特定保健指導の対象となった人がいましたら、有効期限までに、保健指導実施機関で初回面談を受けるよう案内してください。

なお、直営病院の東京臨海病院では、学校訪問型の保健指導のほか、オンラインによる指導も可能です。予約の空き状況もオンラインで確認できますので大変便利です。

ぜひ利用してください。

オンライン型特定保健指導のご予約はこちらから
<https://reserva.be/rinkaihokenshido>



【福祉部 保健課】

6月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 4月調定納期限 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 5月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限（必着）
15日(月)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
29日(月)	掛金等 5月調定口座振替（自振校のみ） 貸付 6月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日(火)	掛金等 5月調定納期限 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り 貸付 7月22日送金申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 6月分定期償還期限
10日(金)	資格 「標準報酬基礎届書」提出期限 貯金 払込期限（必着）
15日(水)	貸付 8月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

軽装勤務の通年実施について

私学事業団では、働きやすい職場づくりとそれに伴う業務効率の向上を一層推進するため、令和7年度より軽装勤務を通年で実施しています。なお、実施にあたっては、TPO（時・場所・場面）に応じた服装を基本とし、職員として品位を保ち社会常識を逸脱しない節度ある服装に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

助成業務

私学振興事業本部
〒102-8145
東京都千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

経営支援

学校法人基礎調査提出のお願い

- 大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様へ「学校法人基礎調査」2回目提出のお願い
 - ・提出調査票内容（役員数等、土地・建物調査、財務系調査）
 - ①役員数等 [075]
 - ②土地・建物面積等 [310・320]
 - ③財務等 [410-850]
 【 】は調査票区分を表しています。
 - ・提出期限：令和8年6月30日（火）
- 【決算関係書類】
 - 添付書類として別途、令和7年度
 - ①「独立監査人又は会計監査人の監査報告書」
 - ②「計算関係書類」
 - ③「内訳表」
 - ④「収益事業の計算書類」（収益事業を行っている場合）
 の写しを各1部、私学情報室宛てにご送付ください。
 - ・送付期限：令和8年7月10日（金）
 - なお、補助金課に提出している場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へもご送付ください。

詳しくは、「令和8年度学校法人基礎調査票 e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』」をご覧ください。『操作マニュアル・入力要領』は、e-マネージャの「連絡用掲示板」及び「電子窓口」に掲載しています。

【私学経営情報センター 私学情報室】
☎03(3230)7840～7844
✉k-chousa@shigaku.go.jp

若手・女性

2026年度 若手・女性研究者奨励金を 研究課題74件に総額2,960万円交付しました

本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者のための「社会一般からの寄付」による研究奨励金制度です。

研究者が、自ら発案し「取り組んでみたい」という独創性ある研究に対して、研究機会を提供することにより、新たな研究意欲の向上と次世代の担い手となる人材の育成

を図ることを目的としています。

趣旨にご賛同いただいた社会一般の皆様からの寄付金を財源としており、その全額が奨励金に充てられます。

2026年度の本奨励金交付にあたる寄付者ご芳名
(五十音順)

【企業】

一般社団法人日本工業倶楽部 様
株式会社アベックス 様
共栄火災海上保険株式会社 様
クロスアロー株式会社 様
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 様
第一生命保険株式会社 様
大和証券株式会社 様
中山福株式会社 様
野村證券株式会社 様
三井住友信託銀行株式会社 様
三菱UFJ信託銀行株式会社 様

【個人】

黒田壽二 様
他 匿名を希望する法人 及び 個人の方々

ご寄付を賜りました皆様にご心より御礼申し上げます。引き続き本奨励金の制度を広く周知し、さらに支援の輪を広げ、私立学校の発展に貢献してまいります。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】
☎03(3230)7316・7319・7320
✉kifukin@shigaku.go.jp

補助金

令和8年度私立大学等経常費補助金 相談会・説明会の開催について

以下の日程で私立大学等経常費補助金相談会・説明会を開催いたします。

詳細は、5月に電子窓口に掲載した「令和8年度私立大学等経常費補助金相談会・説明会の実施について（ご案内）」をご確認ください。

札幌	相談会	7月17日	説明会	7月17日
仙台	相談会	7月14日	説明会	7月14日
東京	相談会	7月27～29日	説明会	7月28・29日
大阪	相談会	7月22・23日	説明会	7月22・23日
福岡	相談会	7月9日	説明会	7月9日

【助成部 補助金課】
☎03(3230)7297・7298
✉hojokin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。
<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>



札幌カーテンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1 ☎011(261)5311(代表)
JR「札幌」駅(南口)から徒歩7分。地下鉄「大通」駅から徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間6番・8番出口から徒歩3分 <https://www.hotelgp-sapporo.com/>

室数限定「高層階デラックスルームご宿泊プラン」

1泊素泊り(2名1室/1名様) 9,650円～
(3名1室/1名様)ソファベッド1台使用 8,250円～

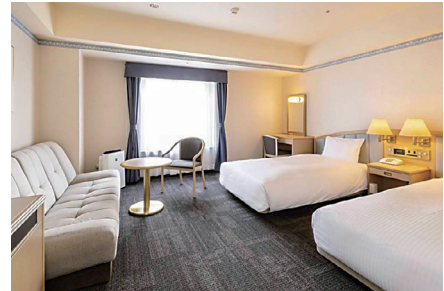
取扱期間: 令和8年6月1日～8月31日

特典: アーリーチェックイン12時・レイトチェックアウト12時

10階以上かつ北海道庁日本庁舎(赤れんが庁舎)向きの客室を確約
入浴剤をプレゼント

注 別途、宿泊税がかかります。

注 2,500円で、朝食(和洋のバイキング)をお付けできます。



デラックスツインルーム

葉山 相洋閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300
JR「逗子(ずし)」駅前バスターミナル2番乗り場からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分

夏プラン

相洋閣に隣接する長者ヶ崎・大浜海水浴場は毎年家族連れで賑わいます。
相洋閣敷地内のプールは落ち着きがあり、プライベート感にあふれた人気のプールです。

葉山で夏休みの思い出を作ってみませんか。

1泊2食(1名様) 16,500円～

取扱期間: 令和8年7月18日～8月31日

注 プール営業時間 9:30～16:30



相洋閣 プール

融資事業のご案内

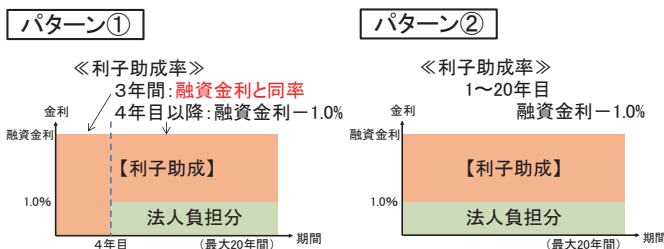
詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm



校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- 事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- 融資金利が1.0%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- 利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和8年5月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 3.60	年% 3.10	年% 2.40	年% 2.20
寄宿舎などの建築・用地取得	3.70	3.20	2.50	—
園バスや備品などの購入	—	—	2.40	(5.5年以内) 2.00

- 返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
- 金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
✉ yushi@shigaku.go.jp